

令和3年度10月期－1 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

教育委員会 学校給食センター

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
監査実施期間 令和3年10月6日から令和3年10月25日まで

7 本監査の期日

令和3年10月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

契約関係書類における着手届，完了届，工程表等において，一部記載漏れ及び記載誤り等が散見された。

これ以外については，概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

学校給食費負担金滞納分については，令和元年度の公会計化移行に伴い，現時点での滞納繰越未済額が，9,703,317円になり，年々滞納額が増加傾向にある。

これまでも，給食費の滞納対策は講じられているが，卒業生等既に在籍していない滞納者への対応など更なる滞納整理体制の検討をお願いする。

財務事務等の執行において，担当課執行の契約手続きについては，一部課題が見受けられたため，契約規則等に基づき適正に執行されたい。それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

今後も適正な業務遂行に努められたい。